

## 統一特許裁判所(UPC)の控訴裁判所から 欧州司法裁判所(CJEU)へ初めて付託された4つの法的問題



GIP Italy / Bugnion S.p.A.  
欧州・イタリア特許弁理士  
Alessandro Cossu (アレッサンドロ・コッス)

### はじめに

統一特許裁判所(UPC)の運用開始(2023年6月)以来初めて、2026年3月6日にUPC控訴裁判所は4つの法的問題を、欧州連合の最高司法機関である欧州司法裁判所(CJEU)に付託しました。本稿では、それら4つの法的問題について考察します。

### UPC控訴裁判所の付託の範囲

UPC控訴裁判所はその付託<sup>1</sup>において、CJEUに対し、欧州連合の2つの立法の適用に関する法的問題の解釈を明確にするよう求めました。なお、UPC自体は欧州連合の機関ではありませんが、EU法が適用されます。

- i) いわゆる改正ブリュッセルIa規則(民事及び商事上の事項における管轄及び判決の承認・執行に関する規則(EU)第1215/2012号)<sup>2</sup>、
- ii) いわゆる執行指令(知的財産権の執行に関する指令2004/48/EC)<sup>3</sup>。

統一特許裁判所協定(UPCA)第31条によれば、UPCの国際管轄は、規則(EU)第1215/2012号に従って、あるいは該当する場合には民事及び商事に関する訴訟の管轄および判決の承認・執行に関する条約(ルガノ条約)に基づいて確立されます。

言い換えれば、地方部門(Local Divisions)およびUPC控訴裁判所が事件を審理する管轄権を有するか否かの問題は、改正ブリュッセルIa規則、すなわちEUの立法に基づいて判断されなければなりません。

1 参照：[https://www.unifiedpatentcourt.org/sites/default/files/files/api\\_order/Referral%20order%20Dyson%20-%20Dreame\\_0.pdf](https://www.unifiedpatentcourt.org/sites/default/files/files/api_order/Referral%20order%20Dyson%20-%20Dreame_0.pdf)

2 参照：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32012R1215>

3 参照：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:02004L0048-20040430>